

〔資 料〕

ヨーロッパ会社法における合併規定

中 村 建

は し が き

ヨーロッパ共同体委員会は、1975年4月30日、ヨーロッパ株式会社法に関する理事会命令の変更草案（第二次草案）を可決し、同年5月13日、これを閣僚理事会に提出した。本稿は *Vorschlag einer Verordnung des Rates über das Statut für Europäische Aktiengesellschaften (Von der Kommission gemäß Artikel 149 Absatz 2 des EWG-Vertrags dem Rat vorgelegter geänderter Vorschlag)*, Beilage 4/75, Bulletin der Europäischen Gemeinschaften に基づいて、右変更草案における合併規定の条文および各条文に対する解説（Erläuterungen）を翻訳するものである。^(注)

ヨーロッパ株式会社法は第XI章に独立の章を設けて合併規定を定めている。ただし、合併によってヨーロッパ株式会社を設立する場合には、第II

（注）ヨーロッパ株式会社法変更草案における合併規定の序説的検討については、拙稿「ヨーロッパ会社法における合併規制の展開」追手門経済論集第13巻2号1頁以下を参照されたい。

なお、本法案は、1970年の、社員および第三者の利益を保護するため、加盟国国内会社法における合併規定の最低限度の調整基準をうことを目的とした指令第3号案 *Vorschlag einer 3. Richtlinie*, および1972年の株式会社の国際合併協定草案 *Entwurf eines Übereinkommens über die internationale Verschmelzung von Aktiengesellschaften* の議論を踏まえて結実しており、いずれも合併法の研究にとって欠くことのできない重要な資料である。前者については、すでに阪大法学第107号119頁以下に翻訳が発表されている。また、1970年6月30日のヨーロッパ株式会社法第一次草案（旧草案）については、早稲田大学商法研究会「ヨーロッパ会社法案」国際商事法務 vol. 2, No. 7 (1974) 291頁以下に邦訳がある。

ヨーロッパ会社法における合併規定

章設立の項目の第2節の規定が適用される。ヨーロッパ株式会社法の合併制度の体系は第XI章の規定を基礎としているので、本稿では、法案の条文上の順序にこだわらず、まず初めに第XI章の合併に関する規定（第269条～第274条）を、次いで第II章第2節の合併による設立に関する規定（第21条～第28条）を訳出する。その際、解説は便宜上、〈解説〉の見出しを付けて各条文の規定に対応させたことをお断わりする。

ヨーロッパ株式会社法変更草案（合併規定抜粋）

第XI章

合 併

〈解 説〉

ヨーロッパ株式会社の合併に関する第XI章の規定は、全く新規に制定された。その際、しかしながら更に、旧草案の基本概念から出発された。これに従って、ヨーロッパ株式会社は他のヨーロッパ株式会社と、および国内法の株式会社を吸収またはこの会社と共に新ヨーロッパ株式会社を設立することによって、国内法の株式会社と合併できる。更に、逆の手續が許され、ヨーロッパ株式会社は国内法の株式会社によって吸収され、あるいは国内法の会社またはヨーロッパ株式会社と共に国内法の新株式会社を設立できる（注；第XI章の序論的解説—Sonderbeilage Zum Bull. EG 8-1970）。

ヨーロッパ議会および経済社会委員会はこの概念を明確に認めた。しかしながら、とりわけ経済社会委員会は正当にも、旧草案の規定はこの概念に従っていないことを指摘した。同委員会が特に強調したことは、国内法の株式会社によるヨーロッパ株式会社の吸収を、本法案の規定が要求しているということであった。

その他の点でも、旧草案の規定は修正の必要ありと証明された。従来行なわれてきたように、新設合併にかかわる第II章第2節の設立の規定を準

ヨーロッパ会社法における合併規定

用することは、結局、吸収合併に際しては常に適切とはいえない。

第XI章の新設規定は、設立の規定に関する第二章第2節が準用されていない限り、これら設立の規定と同様に、指令第3号修正案および株式会社の国際合併協定草案の規定に合わせられている（注；この点に関しては第二章修正規定の序論的解説を参照）。

新設規定である第1節「一般規定」は、個別的に適用される本法案の規定に言及して、ヨーロッパ株式会社が合併に参加できるすべての場合の列挙を規定している。更に、この節はヨーロッパ株式会社が合併に参加する各場合に関して適用される一般規定を定めている。

第2節は、ヨーロッパ株式会社が他のヨーロッパ株式会社または国内法の会社を吸収する場合を規定している。これら双方の場合は、旧草案では第1節および第2節において（第271条および第274条）規定された。しかしながら、これらは一緒にして取り扱われることができる。

旧草案第1節および第2節において、同様に取り扱われているヨーロッパ株式会社の新設による合併の場合は、すでに第二章設立の規定によって考慮されているのであり、第XI章第1節の一般規定以外には、もはや特別に参考とされる必要はない。第XI章の新規定である第3節は、国内法の株式会社によるヨーロッパ株式会社の吸収を規定している。

本章最後の第4節は、国内法の新株式会社設立による合併を規定している。

第1節

一 般 規 定

第269条

〔合併の諸場合と概念規定〕

1. ヨーロッパ株式会社は、他のヨーロッパ株式会社もしくは加盟国国内法により設立された株式会社と次の方法で合併できる。

ヨーロッパ会社法における合併規定

- a) 本法の設立規定に基づき新ヨーロッパ株式会社の設立によって；
 - b) 本章第2節に基づき一社ないし複数の株式会社の吸収によって；
 - c) 本章第3節に基づき国内法の株式会社によるヨーロッパ株式会社の吸収によって；
 - d) 本章第4節に基づき加盟国国内法による新株式会社の設立によって；
2. 吸収合併においては、一社ないし複数の株式会社が清算手続を経ない解散の方法で、その全積極・消極財産を引受会社に移転する。譲渡会社の株主は引受会社の株式を受け取る。

新設合併においては、二社以上の株式会社が清算手続を経ない解散の方法で、その全積極・消極財産を自から設立する株式会社に移転する。それら会社の株主は新会社の株式を受け取る。

いずれの場合にも、端数額補償のための現金の増払いは券面額の10%の額まで、あるいは券面額のない場合には、付与される株式の計算価値の10%の額まで許される。

3. 清算中のヨーロッパ株式会社は、その財産の株主への分配がまだ開始されていない限り合併に参加できる。同様のことは、ヨーロッパ株式会社による吸収合併に際しての国内法の株式会社につき妥当する。

<解 説>

第1項は、ヨーロッパ株式会社が合併に参加できる種々の場合を掲げている。その際、ヨーロッパ議会および経済社会委員会の要請で、ヨーロッパ株式会社は複数の他の会社とも合併されうるということが明確に承認された。すでに旧草案によれば、合併によるヨーロッパ株式会社の設立には、2社以上の会社に参加できた（第2条および第3条参照）。

第2項は、第XII章に規定されている合併手続——ヨーロッパ株式会社が参加できる合併手続——の概念を定めている。

ヨーロッパ会社法における合併規定

ヨーロッパ株式会社には、分割、といった合併類似の手續に対する可能性も開かれるべきであるという要請がしばしば述べられた。しかしながら、これに相当する法制度は各加盟国ごとに非常に異なっており、かつそれらの国の一部では規定されていない。この故に、ヨーロッパ株式会社に関する満足な規定は、特に国境を越えた手續において大きな困難に突き当たる。委員会は、現時点では、かかる規定を不可欠であるとはしていない。

新規定第3項は、旧草案第2項に規定されていた清算中のヨーロッパ株式会社の合併への参加に関する規定を定めている。更に、清算中の国内会社も、これら会社がヨーロッパ株式会社によって吸収される時、合併が許される。これに相当する規定は、すでに発起会社に関する新草案第21条2項において、ヨーロッパ株式会社につき見られる。合併のこの双方の場合において、国内の株式会社を同一に取り扱うことは首尾一貫している、なぜならそれら国内会社の財産はそのいずれの場合にもヨーロッパ株式会社に移転されるべきであるから。

第270条

〔合併当事会社であるヨーロッパ株式会社のための規定〕

1. 合併の当事会社であるヨーロッパ株式会社については、合併のすべての場合において本条以下の規定が適用される。
2. 合併に必要な案であるヨーロッパ株式会社設立に際しての設立証書案あるいは以下の節の意味における合併に際しての合併計画書案は、ヨーロッパ株式会社の取締役により作成される。案は監査役会の同意を必要とする。
3. 取締役は設立証書もしくは合併計画書案の検査のため、ヨーロッパ株式会社の決算検査役を一人または複数人任命する。
4. 合併の承認は総会決議により行なわれるが、当該決議は定款変更の

ヨーロッパ会社法における合併規定

条件に従わなければならない。

＜解 説＞

本条は、その新草案の中で、ヨーロッパ株式会社が合併に参加するすべての場合において、ヨーロッパ株式会社につき適用される規定を定めている（第1項）。かかる規定は旧草案では欠けていた。しかしながら、これらの規定は、第Ⅱ章の設立の規定あるいは第Ⅺ章以下の節において合併当事会社の法を適用すべきことが規定されているために、ヨーロッパ株式会社が合併の当事会社である場合に必要である。

第2項は、設立証書案または合併計画書案の作成を規定している。

第3項は、設立検査のため必要な資格を有する者で（第203条）、総会により選任される決算検査役の任命を、取締役の義務としている（旧草案第270条2項、第271条2項）。

第4項は、総会による合併の承認は定款変更の条件に従わなければならないことを規定している。この点は、旧草案の規定内容に相当する（第271条1項）。

第270a条

〔第Ⅱ章の規定の準用〕

第2節および第3節の規定において、第Ⅱ章の規定が準用される限り；
“発起会社”は合併当事会社，“ヨーロッパ株式会社”は引受会社，“設立”は合併，“設立証書”は合併計画書を意味する。

＜解 説＞

本章の以下の節においては、しばしば第Ⅱ章の設立の規定が準用される。しかしながら、そこで使用されている“発起会社”という概念は、第2節および第3節において規定されている場合には置き換えら

ヨーロッパ会社法における合併規定

れなければならない；なぜなら、そこでは新設合併ではなくて吸収合併が問題であるので、第270a条はこの調整を行なっている。

第2節

ヨーロッパ株式会社による吸収

第271条

〔合併計画書の作成〕

1. 合併当事会社の理事機関は合併計画書を作成する。合併計画書は公証人の認証を要する。合併計画書には次の事項を記載する。

- a) 合併当事会社の商号，法形態および本店；
- b) 株式の交換比率および場合によっては現金の増払いの額；
- c) 引受会社たるヨーロッパ株式会社の株式の付与に関する細目およびこれら株式に利益参加権を付与する時点；
- d) 譲渡会社の取引が引受会社たるヨーロッパ株式会社の計算で行なわれるとみなされる時点；
- e) 引受会社たるヨーロッパ株式会社が固有権を有する譲渡会社の株主および株式以外の有価証券の所有者に付与する諸権利もしくはこれらの者に提示される措置；

f) 第271a条に定める検査役の報告；

g) 第271b 条に定める理事機関の報告；

2. 合併計画書には資料として次のものが添付されなければならない。

- a) 合併当事会社の現行の定款；
- b) 第22条 2 項，c，d，e 文に掲げられている合併当事会社の貸借対照表，中間貸借対照表，損益計算書および営業報告書。

<解説>

ヨーロッパ株式会社による株式会社の吸収に際して，第1項 a 文な

ヨーロッパ会社法における合併規定

いし e 文により 合併計画書に 記載される客観的要件は、指令第 3 号修正案第 3 条 2 項および国際合併協定案第 8 条 2 項の吸収合併に関する規定に相当する。

2. 更に、合併計画書およびその資料の内容は第22条にならって、あるいはこの規定を準用することによって規定されている。

第271a条

〔検査役による合併計画書の検査〕

1. 各合併当事会社の理事機関は一人ないし複数の検査役を任命する。同一人は一会社についてのみ任命されうる。第15条 2 項、3 項の規定は検査役に準用される。

2. 検査役は合併計画書を検査し、株主のための報告書を作成する。第23条 2 項ないし 4 項までの規定が適宜準用される。

第271b条

〔合併当事会社理事機関の報告書〕

1. 合併当事会社の理事機関は、合併計画書とりわけ株式の交換比率を法的・経済的に説明しかつ理由を付した報告書を作成する。

2. この報告書においては、少なくとも 2 年間にわたる合併の従業員に及ぼす法的・経済的および社会的諸効果も説明され、並びに場合によっては従業員のためにとられるべき措置が示される。

第271c条

〔合併当事会社の総会の召集〕

1. 合併につき決議しなければならない総会の召集より、合併当事会社の理事機関は各利害関係者に、要求に基づき無料で合併計画書およびその資料の謄本を与える。

ヨーロッパ会社法における合併規定

2. 第23b条2項, 3項は 各合併当事会社の総会の召集に準用される.

第271d条

〔合併の従業員に及ぼす効果の規制〕

合併の従業員に及ぼす効果を定める第23c 条および23d 条が準用される.

第271e条

〔合併の承認と承認決議の取消〕

1. 各合併当事会社の総会は合併計画書を承認しなければならない. これに必要な決議については第24条の規定が妥当する.
2. 総会決議は第25条の前提のもとでのみ取消されもしくは無効と宣言されうる.

＜解説＞271a条～271e条

すべての利害関係人のための合併計画書の検査およびその説明, 総会の召集, 合併の効果の従業員との討議および場合によっては従業員のためにとられるべき措置の規定, 並びに最後に, 総会による合併の承認等は, 譲渡会社並びに引受会社たるヨーロッパ株式会社についても, 更に第二章の設立の規定にならってこれを準用することにより規定されている.

こうして, 国内法の株式会社は, 従来すでに規定されているとしても, その財産を合併の方法でヨーロッパ株式会社に移転するすべての場合において, 事実上同一の共通法の規定に服している.

第271f条

〔合併の申告〕

1. 合併は引受会社たるヨーロッパ株式会社の取締役により, ヨーロッ

ヨーロッパ会社法における合併規定

パ商業登記簿への登記のためヨーロッパ共同体司法裁判所において申告される。

2. 申告書には、合併計画書およびその資料、総会の議事録並びにこの議事録の適法な寄託証明書が添付されなければならない。合併当事会社の理事機関は、ヨーロッパ共同体司法裁判所に対して、総会決議が取消されたか否か、かつ場合によってはいずれの裁判所において取消されたかを通知しなければならない。

<解 説>

ヨーロッパ商業登記簿に登記をするためのヨーロッパ共同体司法裁判所への合併の申告の規定は、第26条1項に依存している。

第271g条

〔ヨーロッパ共同体司法裁判所による審査；合併の公告と効果〕

1. ヨーロッパ共同体司法裁判所は合併の適法性を審査する。その際、第17条が準用される。

2. 合併登記は合併当事会社の商号、本店および法形態並びに譲渡会社の資本額を含む。合併登記は会社新聞において公告される。

3. 合併がヨーロッパ共同体官報において公告される日の満了と同時に譲渡会社は消滅する。この時点から、ヨーロッパ株式会社が譲渡会社に代わって責任を負担し、譲渡会社の株主は引受会社たるヨーロッパ株式会社の株主となる。

<解 説>

規定は、ヨーロッパ共同体司法裁判所による合併の審査、合併の公告および合併の効果の時点を設定の規定にならって定めている（第3項、第26条2項参照）。

ヨーロッパ会社法における合併規定

第271h条

〔譲渡会社の債権者保護〕

譲渡会社の債権者は引受会社たるヨーロッパ株式会社に担保の提供を要求できる。その際、第27条が準用される。

＜解 説＞

譲渡会社の債権者保護は、第27条を準用することにより保証されている。

第271i条

〔ヨーロッパ株式会社の譲渡会社についての参加〕

1. 本節の規定は、引受会社たるヨーロッパ株式会社が他方の会社の株式の全部または一部を所有している場合にも適用しうる。この場合には、これら株式は消滅する。

2. 合併当事会社の一の会社の全株式が引受会社たるヨーロッパ株式会社の所有であるとき、第271a条にかかわらず、同一人が両会社の検査役として任命されうる。この場合には、第271条1項、b、c文の規定は適用されない。

＜解 説＞

1. 本規定は、引受会社たるヨーロッパ株式会社が譲渡会社の株式を所有していることから生じうる特則を定めている。規定は、第1項は事実上第28条1項に、そして第2項は国際合併協定草案第5条2項に相当する。本規定は、経済社会委員会の要請を考慮している。

2. 譲渡会社がヨーロッパ株式会社の株式を所有しているという逆の場合は、包括承継の方法でヨーロッパ株式会社の所有に帰する自己株式についての売却義務に関する第46条4a項の規定が考慮される。

第3節

国内法の株式会社によるヨーロッパ株式会社の吸収

第272条

〔合併計画書の作成〕

1. 合併当事会社の理事機関は合併計画書を作成する。合併計画書は公証人の認証を要する。

2. 合併計画書については、第271条ないし第271b条の規定が準用される。その際、第271条に定める「譲渡会社」はヨーロッパ株式会社、「引受会社」たるヨーロッパ株式会社、は国内法の引受会社を意味する。

＜解 説＞

本規定は、本章第2節の規定を準用することによって、合併計画書およびその検査および説明について要求されるべき客観的要件を定めている。

第272a条

〔引受会社の機関における従業員代表〕

従業員が引受会社の機関において、譲渡会社たるヨーロッパ株式会社の規定と同価値の方法で代表されないとき、第270条2項に基づき必要な監査役会の合併に対する同意は、ヨーロッパ株式会社の監査役会における従業員の代表者の多数が合併に賛成した場合にのみ有効である。

＜解 説＞

ヨーロッパ株式会社が国内法の株式会社に組織変更する場合と同様に、国内法の会社によるヨーロッパ株式会社の吸収の場合にも、国内法の株式会社がヨーロッパ株式会社の規定と同価値の共同決定規定を有しない場合、国内法の株式会社の機関において、従業員代表の問題

ヨーロッパ会社法における合併規定

が生ずる。

委員会が、組織変更の場合と同様に合併の場合にも是認されるとは考えていないことは、合併により、ヨーロッパ株式会社の従業員から、従業員によって選挙された代表者の意思に反して、その会社の監査役会における代表資格が改めて剥奪され或いは相当に制限されうるということである。

この点については、個々のには、組織変更に関する第264条3項の解説が参照される。

第272b条

〔ヨーロッパ株式会社の総会の召集〕

1. 合併につき決議しなければならない総会の召集より、ヨーロッパ株式会社の取締役は各利害関係者に、要求に基づき無料で合併計画書およびその資料の謄本を与える。

2. 第23b条2項および3項はヨーロッパ株式会社の総会の召集に準用される。

第272c条

〔合併の従業員に及ぼす効果の規制〕

合併の従業員に及ぼす効果を定める第23c条および第23d条の規定はヨーロッパ株式会社について準用される。

第272d条

〔合併の承認と承認決議の取消〕

ヨーロッパ株式会社の総会による合併の承認および承認決議の取消については、第24条および第25条が準用される。

ヨーロッパ会社法における合併規定

＜解 説＞272b条～272d条

総会の召集、合併の効果の従業員との討議および場合によっては従業員のためにとられるべき措置の規定並びに総会による合併の承認は、譲渡会社たるヨーロッパ株式会社については、設立の規定を準用することによって規定されている。

これに反して、引受会社たる株式会社については、これらの問題は当該会社に適用される国内法によって解決されることができ、したがって、従来どおり本法において考慮される必要はない。

第272e条

〔合併の申告とヨーロッパ共同体司法裁判所による審査〕

1. ヨーロッパ株式会社の総会によりかつ引受会社により決議された合併は、ヨーロッパ株式会社の取締役によって、ヨーロッパ商業登記簿への登記のためヨーロッパ共同体司法裁判所に申告されなければならない。

2. 申告書には次のものが添付されなければならない：

- a) 合併計画書およびその資料；
- b) 引受会社の定款；
- c) ヨーロッパ株式会社の総会の議事録並びにこの議事録の適法な寄託証明書。

3. ヨーロッパ共同体司法裁判所は合併の適法性を審査する。

4. 合併が本法の規定およびヨーロッパ株式会社の定款に適合するとき、司法裁判所は第2項に示された書類を、ヨーロッパ株式会社の合併決議が適法に成立したことの証明書と共にヨーロッパ株式会社に送還する。書類の謄本はヨーロッパ商業登記所に寄託される。

＜解 説＞

本条は、ヨーロッパ共同体司法裁判所による合併の審査を規定する。

ヨーロッパ会社法における合併規定

この審査は、組織変更のこれに相当する条文（第266条）が模写されている。

第272f条

〔合併の公告〕

1. ヨーロッパ商業登記簿への合併登記は、引受会社につき国内法により定められている審査手続が履行されたとき初めて行なわれうる。

2. 登記は、ヨーロッパ株式会社の取締役によりまたは引受会社の理事機関により、ヨーロッパ商業登記簿に届けられうる。登記には、ヨーロッパ共同体司法裁判所の証明書および引受会社に適用されうる法に基づき合併の障害が何もないことが明らかとなる書類および資料が添付されなければならない。

3. ヨーロッパ商業登記簿への登記は、引受会社の商号、本店および目的並びにその資本額の事項を含む。登記においては更に、その理事者および監査役の氏名並びに会社に関する公告を掲載する新聞が公示されなければならない。

4. 第3項に示された事項の登記はヨーロッパ株式会社の会社新聞において公告される。

＜解説＞

本規定は、ヨーロッパ商業登記簿への合併登記および共同体域内でのその公告を定めている。

第272g条

〔合併の効果〕

ヨーロッパ株式会社は、合併登記がヨーロッパ共同体の官報において公告される日の満了と同時に消滅する。この時点から、引受会社がヨーロッ

ヨーロッパ会社法における合併規定

パ株式会社に代わって責任を負うと共に、ヨーロッパ株式会社の株主は引受会社の株主となる。

<解 説>

合併の効果——ヨーロッパ株式会社の消滅——は、共同体域内で統一的に規定されている。

第272h条

〔ヨーロッパ株式会社の債権者保護〕

引受会社に適用される法が別段の定めをしていない限り、ヨーロッパ株式会社の債権者は引受会社に担保の提供を要求できる。その際、第27条が準用される。

<解 説>

本規定は、第27条の準用によってヨーロッパ株式会社の債権者を保護している。しかしながら、債権者は引受会社の法に基づき債権者に帰属する担保を、この担保が債権者にとって利益である場合、請求できる。

第272i条

〔引受会社のヨーロッパ株式会社についての参加〕

1. 本節の規定は、引受会社がヨーロッパ株式会社の株式の全部または一部を所有している場合にも適用できる。

2. 引受会社がヨーロッパ株式会社の全株式を所有しているとき、第271a条にかかわらず、同一人が両会社の検査役として任命されうる。この場合は、第271条1項、b、c文の規定は適用されない。

ヨーロッパ会社法における合併規定

<解 説>

本条は、引受会社がヨーロッパ株式会社の株式の全部または一部を所有している場合を規定している。

第271i条とは異なり、これら株式の最終的な取り扱いは規定されていない；この取り扱いは引受会社の法に従がう（注；この点に関しては、第28条の解説および国際合併協定草案第5条に対する Goldman の報告書 [Beilage 13/73—Bull. E. G.] を参照）。

第4節

国内法の新株式会社設立による合併

第273条

〔合併計画書の作成〕

1. 理事機関は合併計画書案を作成する。この案は公証人の認証を要する。
2. 合併計画書には合併当事会社および新会社の商号、法形態および本店並びに第22条1項 c 文ないし g 文に定められている事項および報告を記載する。
第22条2項, 第22a条2項, 3項並びに第23条および第23a条が準用される。
その際、`発起会社`は合併当事会社、`ヨーロッパ株式会社`は新会社、`設立証書`は合併計画書を意味する。
3. 合併計画書または新会社の定款にはこの会社の機関成員の氏名を記載しなければならないが、この構成員の任命は、会社の本店が所在する国内法に基づき総会もしくは消滅会社自体のいずれかの権限に属する。
4. 設立検査役には第15条が準用される。

<解 説>

本条は、合併計画書に記載されるべき客観的要件を規定する。その

ヨーロッパ会社法における合併規定

際、同じ事情の場合であるが故に、広く設立の規定が準用されうる。

第22条1項b文に基づくヨーロッパ株式会社のために作成されるべき開業貸借対照表は、国内法の新設会社に関しては規定されなかった。この点については、第273e条に基づき国内法が基準となる。

第3項は、国際合併協定草案第45条1項に相当する。

第4項は、第2項において第23条を準用することにより、まだ規定されなかった設立検査役の資格にかかわる規定である。

第273a条

〔新会社の機関における従業員の代表〕

従業員が新会社の機関において、譲渡会社たるヨーロッパ株式会社の規定と同価値の方法で代表されないとき、第270条2項に基づき必要な監査役会の合併に対する同意は、ヨーロッパ株式会社の監査役会における従業員の代表者の多数が合併に賛成した場合にのみ有効である。

第273b条

〔ヨーロッパ株式会社の総会の召集〕

1. 合併につき決議しなければならない総会の召集より、ヨーロッパ株式会社の取締役は各利害関係者に、要求に基づき無料で合併計画書およびその資料の謄本を与える。

2. 第23b条2項および3項はヨーロッパ株式会社の総会の召集に準用される。

第273c条

〔合併の従業員に及ぼす効果の規制〕

合併の従業員に及ぼす効果を定める第23c条および第23d条の規定はヨーロッパ株式会社につき準用される。

ヨーロッパ会社法における合併規定

第273d条

〔合併の承認と承認決議の取消〕

ヨーロッパ株式会社の総会による合併の承認および承認決議の取消については、第24条および第25条が準用される。

＜解 説＞273a条～273d条

当該各本条は、内容的には第272a条ないし第272d条に相当する。
ヨーロッパ株式会社に対しては同じ取り扱いが是認される、けだし、
ヨーロッパ株式会社はいずれの場合にも消滅し、その財産を国内法の
会社に移転するからである。

第273e条

〔新会社の設立〕

新会社の設立およびその設立の公告は、会社の本店の所在する国内法の
合併による会社設立に関する規定に基づき、もしくはかかる規定がなければ、
会社設立の一般法に基づき行なわれなければならない。

＜解 説＞

新会社設立の規定は、国際合併協定草案第46条に相当する。

第273f条

〔ヨーロッパ共同体司法裁判所による合併の審査と公告〕

ヨーロッパ株式会社の合併決議の適法性審査につきおよびヨーロッパ商
業登記簿への合併登記およびヨーロッパ株式会社の会社新聞における合併
登記の公告については、第272e条および272f条の規定が準用される。

その際、^{*}引受会社、は新会社を意味する。

2. 合併登記は、更に新会社が法人格を取得した時点の意味する。

ヨーロッパ会社法における合併規定

<解 説>

ヨーロッパ共同体司法裁判所による合併の審査および合併登記は、ヨーロッパ株式会社の吸収による合併に関して適用される規定を準用することによって規定された。

第2項の時点は、第273e条において指示されている規定に従う。この時点は、第273g条による効果がある故に重要である。

第273g条

〔ヨーロッパ株式会社の消滅〕

ヨーロッパ株式会社は、新会社が法人格を取得する時点で消滅する。この時点から、新会社がヨーロッパ株式会社に代わって責任を負うと共に、ヨーロッパ株式会社の株主は新会社の株主となる。

<解 説>

ヨーロッパ株式会社の消滅は新会社の成立に依存せしめられなければならない。この故に、合併の他の場合とは異なって、合併の効果は共同体の領域では完全に規定されえない。

第273h条

〔ヨーロッパ株式会社の債権者保護〕

新会社に適用される法が別段の定めをしていない限り、ヨーロッパ株式会社の債権者は新会社に担保の提供を要求できる。その際、第27条が準用される。

<解 説>

本規定は第272h条に相当する。

ヨーロッパ会社法における合併規定

第273i条

〔合併当事会社の一方向の会社の他の会社についての参加〕

1. 本節は、合併当事会社の一方向の会社が他方の会社の株式の全部または一部を所有している場合にも適用できる。

2. 合併当事会社の一方向の会社が他方の会社の全株式を所有しているとき、第15条1項にかかわらず、同一人が両会社の設立検査役として任命されうる。

<解 説>

本規定の第1項は、第272i条1項に相当し、この解説が参照される。

これに反して、第2項は第28条2項に相当し、同様にこの解説が参照されうる。

第274条

(削除)

<解 説>

ヨーロッパ株式会社による吸収は、本草案では本章第2節に規定されている。この故に、第274条は削除された。

第Ⅱ章

第2節

合併による設立

第21条

〔概念規定〕

1. 株式会社の合併によるヨーロッパ株式会社の設立において、その積

ヨーロッパ会社法における合併規定

極・消極の全財産は清算手続を経ない解散の方法でヨーロッパ株式会社に移転する。合併当事会社の株主はヨーロッパ株式会社の株式を受け取る；端数額補償のための現金の増払いはヨーロッパ株式会社の株式の券面額の10%の額までである。

2. 株式会社は、その株主への財産の分配がまだ開始されていない限り、清算中である場合にも合併によるヨーロッパ株式会社の設立に参加できる。

＜解 説＞

1. 第1項は、合併手続の定義につき編纂上、指令第3号修正案第2条3項および国際合併協定草案第4条の規定に統一されている。

2. 第2項は、右指令案第2条5項および右草案第6条に相当する。

第22条

〔設立証書案の作成〕

1. 発起会社の理事機関は設立証書案を作成する。この案には次の事項を記載する。

- a) 発起会社の商号および本店；
 - b) ヨーロッパ株式会社の開業貸借対照表並びにその説明；
 - c) 株式の交換比率および場合によっては現金の増払いの額；
 - d) ヨーロッパ株式会社の株式の割当に関する細目；
 - e) ヨーロッパ株式会社が固有権を有する発起会社の株主および株式以外の有価証券の所有者に付与する諸権利もしくはこれらの者に提示される措置；
 - f) 第23条に定める設立検査役の報告；
 - g) 第23a条に定める発起会社の理事機関の報告；
2. 設立証書案には資料として次のものが添付されなければならない。
- a) ヨーロッパ株式会社の定款案；

ヨーロッパ会社法における合併規定

- b) 発起会社の現行の定款；
- c) 最近の3営業年度に関する——会社がまだ3営業年度存在していない場合、その設立後終了した営業年度に関する——発起会社の貸借対照表、損益計算書および営業報告書；
- d) 最終の貸借対照表が設立証書案の作成前6ヶ月以上の間隔ある営業年度に関するものである限り、設立証書案の作成に先立つ2ヶ月目の初日の中間貸借対照表；
- e) 会社がまだ営業年度を終了していない限り、その開業貸借対照表を、または会社が開業貸借対照表を作成していない限りもしくはこの開業貸借対照表が設立証書案の作成に際して6ヶ月以上経ている限り、設立証書案の作成に先立つ2ヶ月目の初日の中間貸借対照表。

<解 説>

1. 設立証書案に記載されるべき客観的要件に関する本規定は、指令第3号修正案第3条および第5条3項並びに合併協定草案第8条および第9条に対応される。

2. 本規定は、更に、発起会社がまだ3営業年度を終了していない場合を規定している（新草案第22条2項、cおよびe文）。かかる会社も設立に参加できなければならない。

3. 旧草案第22条に規定されていた貸借対照表作成の諸規定は第22a条に定められている； 設立検査に関する規定は第23条に総括されている。

この点に関し、技術的になされている配慮は、設立の評価にとって重要なすべての事項および設立証書案自体の報告書が取り上げられていることである。

ヨーロッパ会社法における合併規定

第22a条

〔開業貸借対照表〕

1. ヨーロッパ株式会社の開業貸借対照表およびその説明は、本法の貸借対照表および年度決算書の付属明細書に記載されるその説明に関する規定に従わなければならない。説明においては次の事項が述べられなければならない。

a) 設立および設立準備のためヨーロッパ株式会社によって負担されなければならない費用の見積総額；

b) ヨーロッパ株式会社の設立に際して約束される特別な利益および報酬。

2. 第22条2項d文による中間貸借対照表は最終の年度貸借対照表と同一の方法により、かつ同一の区分において作成されなければならない。しかし、次のことが重要である：

a) 新たな財産目録は作成される必要がない；

b) 最終の貸借対照表の評価は帳簿の変動に応じてのみ修正されるべきである；しかし次のことが顧慮されなければならない

——中間時点の減価償却、価値の修正および引当金；

——帳簿から明らかでない実際価値の重大な変動。

3. 第22条2項e文による中間貸借対照表は当該会社の年度貸借対照表と同一の方法により、かつ同一の区分において作成されなければならない。

＜解 説＞

1. 規定は、合併による設立に関して適用される貸借対照表作成の規定を定めている。第1項は、旧草案第14条1項、2項および4項に相当する。第14条3項は子会社の設立に関してのみ意義があり、したがって、この場合にのみ認められる。旧草案第14条4項は、特に設立手続の実行に伴って、発起会社またはその機関から離脱する者に対す

ヨーロッパ会社法における合併規定

る約束も考慮に入れるために、変更されている。

2. 第2項は、旧草案第22条2項b文に相当する。条文は、指令第3号修正案第5条4項および合併協定草案第10条に対応されている。

第23条

〔設立検査〕

1. 各発起会社のために、一人ないし複数の設立検査役は設立証書案を検査し、かつ株主のために報告書を作成する。

2. その報告書においては、設立検査役は自分達の意見によれば、とりわけ交換比率が是認されるか否かを説明しなければならない。この説明は少なくとも次の事項によって理由づけられなければならない：

- a) 実際価値に基づく会社の純財産の関係；
- b) 将来の予測を考慮した会社の収益価値の関係；
- c) 純財産および収益価値の評価基準。

3. 報告書においては、更に評価に際しての特別な諸困難——かかる困難が生じた限り——に言及されなければならない。

4. 各設立検査役は、発起会社について、目的達成に有用なすべての情報を受ける権利およびすべての必要な事後検査を行なう権利を有する。

＜解 説＞

本規定は、合併による設立に際しての設立検査の要求に関連した規制を定めている。

規定は、内容的には指令第3号案第5条2項並びに合併協定草案第12条5項および6項になって形成されている。旧草案のこの変更をもって同時に、旧草案第22条に対する経済社会委員会の要請が考慮されている。

第23a条

〔発起会社の理事機関の報告書〕

1. 発起会社の理事機関は、設立証書案とりわけ株式の交換比率を法的・経済的に説明しかつ理由を付した報告書を作成する。
2. この報告書においては、少なくとも2年間の合併の従業員に及ぼす法的・経済的および社会的諸効果も説明され、並びに場合によっては従業員のためにとられるべき措置が示される。

＜解 説＞

本規定に基づき、発起会社の理事機関は設立証書案を説明しなければならず、かつ従業員につき合併と結びつけられる効果を説明しなければならない。

指令第3号案第5条および第6条の規定と異なり、理事機関の詳説を統一的報告書において総括すること、およびこの報告書を設立証書案に記載すること（この点は、すでに旧草案第12条1項に規定していた）は適切と思われる。

編纂上、条文は指令第3号修正案第5条1項および第6条1項に対応される。

第23b条

〔発起会社の総会の召集〕

1. 合併につき決議しなければならない総会の召集より、発起会社の理事者は各利害関係者に、要求に基づき無料で設立証書案およびその資料の謄本を与える。
2. 総会の召集と会日との間には、少なくとも2ヶ月の期間が存在しなければならない。
3. 総会の召集に際しては、第1項の定める可能性に言及されなければ

ヨーロッパ会社法における合併規定

ならない。同時に、総会において設立証書案に反対の議決をし、かつ議事録に異議を申し立てた株主のみが取消権を有する。

＜解 説＞

本規定は、設立証書案が適正な方法で開示されることを保証している。旧草案では、この点、第24条において総会による合併の承認との関係で規定されていた（第24条2項および3項）。本規定を、新たに制定された従業員代表との合併の効果の討議（第23c条）および株主による合併の承認（第24条）を規定する条文に先んじて規定することは、体系的には適切である。

新草案においては、設立資料の謄本に関する費用を株主に負担させることは是認されない、ということが顧慮された（指令第3号修正案第5条5項）。このことは、発起会社の従業員および合併により利害関係のある他の者に関しても（社債権者）妥当するので、設立証書案は無料で交付されることが規定された。

第23c条

〔合併の従業員に及ぼす効果の規制〕

1. 発起会社の理事者は、合併の従業員に及ぼす法的・経済的および社会的諸効果並びに第23a条に定める報告書に示された従業員のための措置を、設立証書案の公告後2週間以内に、従業員の代表と討議する。

2. a) 本規定の意味における従業員代表とは、発起会社に適用される会社合併についての規定に基づき権限のある組織または人である。

b) ヨーロッパ株式会社が発起会社として合併に参加し、かつこの会社がヨーロッパ経営協議会を有するとき、このヨーロッパ経営協議会が本規定の意味における従業員の代表とみなされる。

3. 従業員の代表が、合併により従業員の利益が害されると考える限り、

ヨーロッパ会社法における合併規定

当該会社の理事者は従業員のためにとられるべき措置につき合意を得るために、従業員代表と交渉を開始する義務がある。合意がえられるとき、この合意は書面に作成されなければならない。

4. 交渉において合意が得られなかった場合、従業員代表は合併の従業員に及ぼす諸効果および当該会社の理事者との討議および交渉の結果に対して書面で意見を述べることができる。

5. 発起会社の理事者は報告書を作成し、従業員代表との討議および交渉の結果を、合併決議に関する総会に報告する。この報告書においては、場合によっては第3項に基づき得られた合意または第4項に基づき示された従業員の意見が取り上げられなければならない。発起会社の理事者はこの報告書の謄本を、遅くとも総会会日の8日前に、各利害関係者に要求に基づき無料で交付しなければならない。

＜解 説＞

1. 指令第3号案第6条の修正規定にならって、合併の効果が従業員の代表と討議されなければならないということが規定された（第1項）。

2. 規定は、更に第2項において、合併につき発起会社に適用される法に基づいて権限のある組織もしくは代表に言及している。

国内法の会社においては、この点は、指令第3号案第6条施行の加盟国がこのために規定するであろうあるいはすでに規定している者または組織である。

発起会社としてのヨーロッパ株式会社においては、ヨーロッパ経営協議会が第100条に基づき形成されなければならない限り、かかる協議会がこれに該当する。

3. 指令第3号案第6条にならって、第3項においては、理事機関および従業員の代表は、総会の会日前に、合併において従業員のため

ヨーロッパ会社法における合併規定

にとられるべき措置に関する合意を得る目的で交渉を開始しなければならないということが規定されている。発起会社の理事機関は、従業員の代表が従業員の利益に関係すると考える場合、常にかかる交渉の開始義務を負う。交渉において、従業員のためにとられるべき措置に関する合意が得られるとき、この合意は書面に作成されなければならない。

4. 交渉において合意に達しないとき、第4項によれば、従業員の代表は、合併の従業員に対する効果につき、および理事者との討議および交渉の結果につき書面で意見を述べることができる。この意見は、第5項によれば、当該会社の理事機関により総会に対して開示される。総会は、この場合において、理事機関および従業員の立場を完全に認識してその決議を行なう。

5. 総会は第5項によれば、従業員の代表が第3項に基づき交渉を要求した場合、いつでも従業員代表との討議および交渉の結果に関する理事機関の報告書を入手する。

この報告書においては、得られた合意または交渉の失敗に言及され、あるいは十分に実行できる交渉の継続の理由が与えられる。ただし総会の実行は、本規定によれば交渉の結果に依存しないからである。

得られた合意(第3項)または従業員の書面による意見(第4項)は、理事機関の報告書に記載されなければならない。

第23d条

〔仲裁裁判所〕

1. 第23c条3項に基づく交渉において合意が得られず、かつ当該会社の総会が合併を承認したとき、交渉の各当事者は1ヶ月以内に仲裁裁判所に訴を提起できる。

2. 仲裁裁判所は、当該会社の理事者および従業員代表により平等に任

ヨーロッパ会社法における合併規定

命される陪席判事と両当事者の同意を得て任命される一人の中立の裁判長で構成される。裁判長たる者に関し、もしくは陪席判事の総数に関し合意が成立しないとき、これらの事項は当該発起会社の本店所在地の裁判所によって決定される。

3. 仲裁裁判所は、当事者の意見を聴取した後、発起会社もしくはヨーロッパ株式会社に より、合併において従業員のためにとられるべき措置を決定する。その決定は書面に作成され、かつ当事者に送達されなければならない。

4. ヨーロッパ株式会社が仲裁手続中に成立するとき、ヨーロッパ株式会社が手続の当事者として発起会社に代わる。

<解 説>

1. 合併に際して、従業員のためにとられるべき措置に関する合意が得られないとき、仲裁裁判所に訴が提起されうる。仲裁手続の必要性は、この場合、従業員のためにとられるべき措置が結局実際には一方的に企業指揮によって決定されることを避けるためである；けだし合併の実行は、合意が得られないことによって妨げられるものではないからである（注；会社の合併、営業譲渡並びに企業結合における従業員の権利および利益の保護に関する指令案第8条をも参照 [ABI. C 104 vom 13.9.1974]）。

2. この故に、仲裁裁判所は、この場合当事者の意見を聴取した後、その時の発起会社によって、あるいはその後成立したヨーロッパ株式会社に よってとられるべき措置を決定する。第23d 条 2 項および 3 項の仲裁手続の規定は第128条および第129条の規定にならっている。

3. 第4 項は、単に、ヨーロッパ株式会社が仲裁手続中に成立した場合において仲裁手続の継続を可能にすべき手続規定を定めているにすぎない。

第24条

〔総会による合併の承認〕

1. 各発起会社の総会は設立証書およびヨーロッパ株式会社の定款を承認しなければならない。これに必要な決議は、各発起会社の合併に関する法に基づき、あるいはかかる規定がない場合、その解散に関する法に基づき要求される前提に従わなければならない。

2. 発起会社に適用される法が別段の解説請求権を定めていない限り、各株主には要求に基づき、総会において、設立の判断のために重要なすべての事務につき、更に他の発起会社に関する事務についても、解説が与えられなければならない。

3. 各発起会社の総会に関しては、公証人の認証した議事録が作成されなければならない。

4. 総会の議事録は、遅滞なく、しかし遅くとも総会決議後2週間以内に、各発起会社の法の規定に基づき定款が寄託される場所に寄託されなければならない。議事録の謄本は各利害関係者に要求に基づき無料で交付されなければならない。

<解 説>

1. 第1項は、総会による合併の承認に関して、もはや旧草案のように発起会社の解散につき適用される規定に従うのではなく、原則として合併につき適用される規定に従う。発起会社としてのヨーロッパ株式会社については、これら規定は第XI章に存する。

2. 旧草案第24条2項および3項は第236条に規定された。

3. 新設の第2項は、ヨーロッパ株式会社の設立に他のヨーロッパ株式会社も参加できることを顧慮している。*国内法の適用を指示していた旧草案の規定は不正確であった。

4. 新設の第4項最後文は、株主でない者も総会に関する議事録の

股本につき利益を有するという事実を考慮している（第236 b条の解説を参照）。

第25条

〔総会決議の取消〕

1. 総会決議は、総会において設立証書に反対の議決をし、かつ議事録に異議を唱えた株主によってのみ取消されうる。訴は訴の原因にかかわらず45日以内に、国内の管轄裁判所に対して提起されなければならない。

2. ヨーロッパ共同体司法裁判所は、第1項に基づく取消可能性を利用しなかった株主であって、かつヨーロッパ株式会社のヨーロッパ商業登記簿への登記前に共同体司法裁判所に申請する株主に対して、発起会社の意見を聴取した後、取消または無効の訴の提起期間を国内の管轄裁判所に与えることができる。ただしこの場合、株主が第1項の前提を履行しなかったことにつき過失がなかったこと、および株主が参加している発起会社の定款もしくは発起会社に適用される法の重要な規定に違反があったということが、共同体司法裁判所に対して疎明されなければならない。

3. ヨーロッパ共同体司法裁判所は、第1項に定められた期間もしくは第2項により共同体司法裁判所によって与えられた取消または無効の訴の提起期間が経過する前には、および取消または無効の訴が提起された場合、これらの訴につき確定判決がなされる前には、ヨーロッパ株式会社のヨーロッパ商業登記簿への登記を命じない。

4. ヨーロッパ株式会社のヨーロッパ商業登記簿への登記が、ヨーロッパ共同体官報に公告された後は、総会決議はもはや取消しえない。

＜解 説＞

1. 第1項は、変更草案においては、株主の取消権の規定の意義を明瞭にしている。そこでは、取消期間が拡大された。

ヨーロッパ会社法における合併規定

2. 第2項は、ヨーロッパ共同体司法裁判所に与えられている特別な取消期間の承認に対する可能性のための前提を、従来よりも詳細に明らかにしている。共同体司法裁判所に対して、次の点が疎明されなければならない。

——訴を提起する株主が過失なくして第1項の前提を満たしえなかったこと、かつ

——承認決議に法的瑕疵が付着していること。

旧草案の条文は、決議の瑕疵に関してのみ疎明を認めた。共同体司法裁判所は、しかしまた第一の前提に対しては、長たらしい事情の説明を免除されるべきであろう。この故に、この点に対しても、疎明を果たさせることが是認されると思われる。

3. 第3項は、取消の訴または無効の訴の提起期間が経過する前には、ヨーロッパ株式会社は登記されないことを保証している。この規定は、株主の権利保護の必要性がヨーロッパ株式会社の成立によりその根拠を失わないために、必要と思われる。

第26条

〔ヨーロッパ株式会社の申告と発起会社の消滅〕

1. ヨーロッパ共同体司法裁判所に対するヨーロッパ株式会社の申告には、総会の議事録並びにこの議事録の適法な寄託証明書が添付されなければならない。

各発起会社の理事機関は、共同体司法裁判所に対して、総会決議が取消されたかどうか、および場合によっては、いずれの裁判所において取消されたかを通知しなければならない。

2. ヨーロッパ株式会社の登記がヨーロッパ共同体官報において公告される日の満了と同時に、発起会社は消滅する。この時点から、ヨーロッパ株式会社は発起会社に代わって責任を負い、かつ発起会社の株主はヨーロ

ッパ株式会社の株主となる。

3. 発起会社の本店所在地の商業登記所ないし裁判所は、ヨーロッパ株式会社の登記が公告された後、職権で、登記所または裁判所に保管されている証書および他の書類を、発起会社がその本店を有している国のヨーロッパ商業登記所支局に、管理のため送付しなければならない。

＜解 説＞

1. 旧草案第26条の規定は、新草案第1項において、場合によってはヨーロッパ共同体司法裁判所に対して第25条3項に基づき登記の猶予を可能ならしめうる発起会社の理事機関の通知義務により補完されている。

2. 第2項は、旧草案第28条2項および3項に相当する。法的不安定を回避するために、発起会社の消滅の時点に関しては、ヨーロッパ株式会社成立の公告の日の満了におかれている（更に、第19条1項も参照）。

第27条

〔発起会社の債権者保護〕

1. 発起会社の債権者は、その消滅後3ヶ月以内にヨーロッパ株式会社に担保を要求することができる。

2. ヨーロッパ株式会社が債権者の申し出を受けた後2週間以内に、合意が得られなかったとき、ヨーロッパ株式会社の本店所在地の裁判所は、債権者の申立により担保の提供を命じうる。ヨーロッパ株式会社が裁判所の決定後1ヶ月以内に、この担保を提供しない場合、債権は直ちに満期となる。裁判所は、債権者がすでに十分な担保を有する場合、もしくはヨーロッパ株式会社が明らかに支払い能力ありと証明される場合、申し立てを却下する。

ヨーロッパ会社法における合併規定

3. ヨーロッパ株式会社は、債務が満期前でも、裁判所の決定前または遅くともこの決定後1ヶ月以内のいずれかに弁済されるとき、担保の提供を免れる。

4. 本条の規定は、発起会社の法により合併承認のための権限を与えられている社債権者集会が合併を承認した場合、もしくは社債権者が個々に合併を承認した場合、発起会社の社債権者には適用されない。

<解説>

1. 旧草案の規定において定められた債権者保護の制度は、債権者に対して、発起会社による担保の提供があるまで合併延期の可能性をもはや与えない制度によって置き換えられている。むしろ、債権者は自己の債権に対する担保の提供をヨーロッパ株式会社に要求すべき権利を保持している。

かかる制度は、株式会社の国際合併協定草案第19条に規定されている。旧草案の制度よりもこの制度が選ばれるべきである、なぜなら、それは一方では債権者に十分な保護を提供し、他方ではしかし合併の実行を遅延させず、したがって他の者の利益が害されるのを回避するので。

2. 第1項は、保護制度の射程距離を——この点で合併協定草案第19条1項を凌駕している——、発起会社の消滅前に（第26条2項）債権の発生したすべての債権者に、拡大している。

3. 第2項は、合併協定草案第19条2項が模写されている。しかしながら、担保に関する交渉期間は、関係者に十分な交渉の余地を与えるために、14日に拡大されている。

4. 第3項は、内容的には合併協定草案第19条3項に相当する。

5. 第4項は、連関をもった体系を得るために、合併協定草案第20条における社債権者のための規定を、債権者保護の規定の中に取り入

れている。

それによれば、社債権者が担保の提供を要求できるのは、社債権者が第4項の前提のもとで、合併を、すなわち設立証書案において社債権者のために提示された権利および措置（第22条1項e文）を承認しない場合である。

第4項は、このようにして第27条に対するヨーロッパ議会の変更要求を考慮している。

6. 第27条の規定は、債権者保護の個々の場合の要求をかなえるために、十分に柔軟性があると思われる。特に、この規定を利用して、発起会社のために存在する特別な担保を全体としての引受会社に拡大すること、あるいはこの代わりに同価値の補償を創出することが可能と思われる。

たとえばイギリスおよびアイルランドにおいて、社債権者もしくは他の債権者のために存在する「浮動担保、floating charges」がこれにあたる。当該イギリスまたはアイルランドの会社の「取締役会」は、設立証書案において、これら債権者のために定められる権利および措置を示すであろう。これらの者がこれで満足しないとき、これら債権者は「浮動担保」という経済的に同価値の担保をヨーロッパ株式会社に要求することができる。

第28条

〔発起会社の一方の他方の会社についての参加〕

1. 第21条ないし第27条の規定は、発起会社の一方が他方の会社の株式の全部もしくは一部を所有する場合にも適用される。この場合、他方の発起会社の権利の承継者としてヨーロッパ株式会社に帰属する発起会社の株式は消滅する。

2. 発起会社の一方が他方の発起会社の全株式を所有するとき、第15条

ヨーロッパ会社法における合併規定

1 項にかかわらず、同一人が両会社の設立検査役として任命されうる。

<解 説>

1. 本規定は、合併当事会社の一方が他方の会社の株式を所有していることから生ずる特則を定めている。旧草案第28条の規定は第26条に定められている。そこでは、旧草案第28条1項は不必要であるとして削除されている。

2. 第1項は、部分的には株式会社の国際合併協定草案第42条1項に相当する。第1項は、発起会社の一方が他方の発起会社の株式を所有していることから生ずる効果を規定している。合併協定草案は、この問題を当該会社に適用される国内法に委ねた（注；草案第5条および第42条に対する Goldman の報告書を参照——Beilage 13/73——Bull. EG, Nr. 26 und 125 des Berichts.）。

本法は、これに関して規定をしなければならない。株式は包括承継の方法でヨーロッパ株式会社の財産に混入する。これによって、株式および株式の裏付けとなる財産はヨーロッパ株式会社たる法人に合一する。請求権および給付義務のかかる合一の場合のように、このような場合には、ヨーロッパ株式会社に帰属する株式の消滅が規定されうる。

3. 第2項は、一方の会社が他方の会社の全株式を所有している場合に関して、第15条1項に規定されている任命につき両会社のための設立検査役を許容している。設立検査は株式の交換比率を検査するために、確かに両会社に及ばなければならない。両会社についての設立検査役の任命は、しかしながら局外株主の利益を保護するために、それら株主の存在する会社においてのみ必要である。ここでは、この場合に該当しない。